

近代の明石城址における公園管理主体の変遷とその背景

Changes in Administrative Entities of Park at Site of Akashi Castle in the Modern Era and Their Backgrounds

野中 勝利*

Katsutoshi NONAKA

Abstract: This study examines the changes in administrative entities of Akashi Castle park and their background. Early in the Meiji era (1868–1912) a request to turn the site into a park was made by a British man, and the castle buildings were partially demolished. In 1881 local volunteers submitted and received approval to turn the site into a park to preserve the remaining castle buildings. They formed an organization to maintain the park in 1889. Akashi gun (county), believing private administration inappropriate, assumed administrative responsibility of the park in 1896. In 1897 Akashi-gun offered the park as the site for an imperial villa. The park came under the administration of the Imperial Household Department the following year and was closed to the public. Ten years passed and no villa was built. The government of Hyogo prefecture, Akashi-gun, and Akashi-cho (town) each requested that the site be made a park once again to open up the Akashi Castle site to local residents. At the end of 1917 Hyogo prefecture applied to the central government to lease the site, and approval was received the following year. A budget was approved, improvements were made, and a magnificent opening ceremony was held.

Keywords: park, ruins of castle, management, Akashi, modernization

キーワード：公園，城址，管理，明石，近代化

1. 研究の背景と目的及び調査方法

近代の公園に関しては、公園に関する史的研究により近代社会における公園の意義などが明らかにされる一方、日比谷公園などを対象とした個別事例の蓄積も進んでいる。ただしこれらは近代社会における公園の受容性や形成過程等に主眼が置かれ、維持管理を行う主体の違いにおける公園化の背景はまだ未開拓といえる。

近代化過程で公園管理の主体が変わった例として、秋田の千秋公園や盛岡の岩手公園がある。秋田（久保田）城址は1890年に旧藩主佐竹家に払い下げられ、当初は秋田市が管理したが、1896年から秋田県が公園として管理するようになった背景と経過が明らかにされている¹⁾。盛岡城址は秋田と同様に1890年に旧藩主南部家に払い下げられ、1906年に岩手県が借用して公園として管理したが、1934年に盛岡市が買収して公園の管理が移管された²⁾。これらは市から県へ、あるいは県から市への公園管理の移管が実施された例である。

このように公園管理における移管の事例はみられるが、一つの公園で管理の移管が複数みられれば、より主体の違いによる公園化の背景が明確になる。そこで本稿では明石公園を取り上げることにする。最初に地元有志が城址を明石公園として管理したが、後に明石郡へ移管された。その後、御料地に編入されて宮内省による管理になったが、明石郡や兵庫県からの公園化の出願があり、結果的に兵庫県によって再び公園として管理され、現在（2016年）に至っている。

これまでに兵庫県によって『明石公園百年史』が編纂され³⁾、また県立公園の整備や管理に携わった元兵庫県職員によって明石公園の整備や管理等に関する歴史的変遷がとりまとめられている⁴⁾。これらの文献から明石公園の時系列的な大枠の流れは理解できるが、研究論文ではないため、出典や引用文献、資料の所在が明示されていないなど、その典拠が不明な箇所が多い。また各管理主体による公園化の背景や理由に焦点を当てた考察は十分とはいえない。

そこで本稿では、明石城址において主体ごとにどのような公園化の背景や理由があったのか、またそれがどのような管理をしていたのかを明らかにする。先述のように明石城址における公園管理の主体は、地元有志、明石郡、そして兵庫県と変遷している。その間に御料地として宮内省が管理した時期がある。公園化の背景では従前の管理との関係が想定されることから時系列的に捉えることにし、まず公園化までの前史を概観した上で、管理主体になった地元有志、明石郡、宮内省、兵庫県の順で分析する。

研究資料については以下の行政資料や文献等を調査、参照した。既往文献に関しては、先述の文献に加え、地元有志によって管理した明石公園の保存会を主題とした研究⁵⁾も参照した。

兵庫県は明石公園の概要について、『明石公園擴張工事概要』（1924年）⁶⁾と『明石公園概要』（発行年不明）⁷⁾の記録をとりまとめている。後者は、発行年が記されていないが、文中に、1927年度までの維持管理費や入園者数があり、1928年4月1日現在の公園面積表があることから、1928年度の発行と推察される。また1931年に都市計画兵庫地方委員会の技師がその当時進めていた「明石公園拡張計画」を紹介している⁸⁾。これらがとりまとめられた時期は、本稿での分析対象ではないが、それ以前の公園化の経過に関しては参照した。

明石郡や明石町の行政資料や議会資料は確認ができなかったが、1923年の郡制の廃止に伴い『明石郡會史』が同年に編纂されており、明石郡に関する基礎資料にした。兵庫県の行政資料や議会資料を兵庫県議会事務局、兵庫県立図書館、兵庫県公館県政資料館において調査した。

さらに当時発行された地元の新聞や雑誌、文献の調査を兵庫県立図書館、明石市市史編さん室、明石市立図書館、神戸市文書館、東京大学明治新聞雑誌文庫、国会図書館で行うとともに、御料地として宮内省が管理していた時期の資料について、宮内庁宮内公文書館で調査した。

*筑波大学芸術系

2. 「廃城」から公園化までの明石城址

明石城址は1873年に「廃城」になり、城址内の建物の取り壊しが進んだ。

1879年6月、英国人が明石城址を公園にしたいと30年間の借用を兵庫県に願い出たらしいと報じられている⁹⁾。神戸では既に内外人雜居地に日本人と外国人が、それぞれに公園の開設を兵庫県令を通じて政府に願い出た。これは1873年の公園制度の太政官布告よりも前だったが、布告後にそれらが認められている¹⁰⁾。こうした背景をもとに、英国人が、外国人居留地の神戸近郊で瀬戸内海を眼下に眺める明石城址に公園の開設を望んだ。なおこの英国人からの具体的な申請内容や、その顛末についての資料は見当たらず、実際に出願されたのかは不明であるが、仮に出願されていても、公園にならなかったことから不許可になったものとみられる。

1881年の新聞には明石が、「明石の浦に沿て蒼松の間に白壁の隠見するなど却て一層の風景を増し」、「内外人の遊覧に来る者も多い」¹¹⁾と報じられているように、神戸近郊の明石には外国人も多く訪れ、明石城址はこうした外国人によって公園適地として認められたのである。

一方、この時期、地元の有志らは、城郭建築が漸次取り壊されていく中で、残っていた隅櫓だけが旧藩の遺物であるとして、当時の光景を後々まで伝えるために「永世に保存」するよう兵庫県庁へ上申していた。しかし兵庫県は学校新築の用材として隅櫓を払い下げることにした。そのため士族らが騒ぎ立て、5百余名が団結して各所で集会した¹²⁾。県庁のこうした対応に不満を抱く士族は、他の地域にいる旧藩士にも呼びかけ、評定を開いた。そして旧藩の諸士たちは兵庫県に嘆願書を提出し、それが受け入れられなければ、櫓に火をつける、籠城するなど、あくまで徹底的に抵抗する議論もあったことが東京の新聞で報じられている¹³⁾。

3. 地元有志による公園化と管理

東京で報道されるほどの明石での不穏な動きに対し、兵庫県の少書記官が収拾に動き、8月16日に士族総代ほか15名が「當城内現状保存の儀願」を県に提出した¹⁴⁾。この書面には、城址が「海濱の名區にして清雅なること近隣地方に稀なるを以て雅客は素より洋人も屢々來遊する所」であり、「城櫓の如きも大に風致を助くるが故之を永遠に保存し永く我國の名勝を失はざる」ようにすることは士族が熱望していると説いている。そこで「此勝地を遊園地とし人工の奇觀たる城櫓をも永遠に保存する」ことを志望し、建物の保存を懇願した。それに対し兵庫県令からは、将来の維持方法などを決めて、あらためて出願するようにと指令があった。

士族らは名勝地である明石城址を「遊園地」とすることで、隅櫓の保存を志していた。すなわち目的は隅櫓の保存であり、「遊園地」化を手段としていた。

そこであらためて、士族を含む有志者46名が連名で県に公園開設を願い出た。その約二年後の1883年5月、隅櫓が残る旧本丸や旧二の丸など、石垣で囲まれた台地上の約2.4ha(図-2中のA付近)が官有地のまま公園開設が許可された¹⁵⁾。こうして民営の公園が誕生した。

1886年、旧本丸に明石神社が造営された。旧藩主松平家の先祖である徳川家康や松平直明らを祀っている¹⁶⁾。

その後、公園区域の狭隘を訴え、1887年12月に南側に接続する平地部約4.5ha(図-2中のB付近)も公園用地として拡張された¹⁷⁾。

公園用地として城址の保全と利用に取り組むためには、維持管理の費用の確保が課題だった。1888年10月頃、有志者数十名が集会し、公園がこのまま廃頑していくのは遺憾であり、これを「保存修営」することは明石地方の利益になるとして保存会の組織化

を呼びかけることになった。広く会員を募集するとたちまち4百余人が集まったという。そして1889年3月に総会を開き、規則を議定した。公園を少なからず面目を改め、従来、狐狸の巣窟となっていた場所を整備し、所々に小屋を建築し、やや大きい会堂も建設することなどが企図されていた¹⁸⁾。

こうして1889年4月に明石公園保存会が発足した。この創立趣意書には、外国人なども公園を訪れ、風景の絶佳を称揚する一方、「邸園ノ荒廃ヲ愛嘆」しているように、「修理補繕」しなければ遂には「退廃埋滅」と記されている¹⁹⁾。また規則の第一条には、その目的として「明石公園ヲ修理シ其風景ヲ壯觀ナラシメ城址ヲ永ク後世ニ伝ヘントスル」とあった。公園としての維持管理を目的としていることが明記されている²⁰⁾。

「明石公園」の保存を目的とし、隅櫓の修理、修繕は手段になっている。いずれにしてもそれまで城址の「公園」化としての整備は進んでいなかったといえる。そして城址が有する遺構である隅櫓を保存する志向から、公園としての利用志向に転換した。

保存会の設立発起人は明石郡長をはじめ明石郡や郡内町村の代表者が中心だった。規則によると、会員からの預金を資本金にして公債証書等による利殖や公園からの収入等を維持管理に充てることにしている。

4月11日、明石公園保存会の会員180人が光明寺に参会し、規則書を検討した。同会の目的は公園地の「修理」であり、その方法を協議の上、すぐに工事に着手することになった。なお同会の賛成者は410余人だったという²¹⁾。

こうした公園の維持や整備に取り組む背景には鉄道の整備が進んだことがあった。1888年11月、山陽鉄道の兵庫・明石間の開通とともに明石駅が開業し、さらに12月には明石・姫路間も開通した。それに伴い、明石の繁栄のために来遊者を引きつけることが必要だと指摘された。その観点からすれば、公園保存会が城址を経営して、一つの「遊園」にすることは適していると評価された²²⁾。

ただし1890年の観光案内書で明石城址は「方今、公園の遊地にして、桜木楓樹を栽培し、明石神社は山頂に松平氏の祖を祀る」と紹介されているが²³⁾、その年末にも、公園の築造を促す次のような時評が地元雑誌に掲載されている²⁴⁾。公園は明石市街の価値を増し、明石を訪れる遊客に良好な資料になる。公園は直接の利益が薄く、営利事業ではないが、新たな建設ではなく城址の「修理」にすぎないため、巨額の費用や長い期間を必要としない。この事業の正否は市内有力者の奮発にあり、明石のために努力して欲しいと促している。

この記事から類推すれば、保存会ができて一年以上を経過しても、十分な維持管理がされていなかったといえる。一方では、明石城址は、「明石町の北方に當り老樹陰鬱として高く雲際い聳ゆる」とあり、「今や角櫓の外舊趾の見るべきなきも城内の半は明石公園とし四時遊客の杖を曳く所」と紹介されているように²⁵⁾、来園者は多かったようである。

4. 明石郡による公園管理

1896年9月の臨時郡会で「明石公園維持保存ニ関スル件」が議案として提出され可決した²⁶⁾。その内容は、「明石公園ハ明石公園保存會ノ如キ私立ノモノヲシテ維持保存セシムヘキ筋ノモノニアラサル」として、「明石郡費ヲ以テ同園ヲ維持保存」することだった²⁷⁾。この決議を受け、同年11月に知事から明石公園は明石郡の管理と定めると通達があった²⁸⁾。

同年に、兵庫県は1887年に拡張した土地(図-2中のB付近)に農学校を設置する計画をたて、県は約0.3haを同校敷地として無償払い下げを受け、残地約4.2haは実習用地として無償貸与の承認を受けた²⁹⁾。11月に農学校建設に着手している。

こうした経過から、事前に県は郡と、公園の郡営化と農学校の建設について協議をしていたとみられる。農学校の建設と公園管理の移管が一体的に検討されていたのである。兵庫県は農学校を明石公園に設置することを前提として明石郡に公園の郡営化を働きかける一方で、政府に対し農学校用地の払い下げと貸与を申し出た。明石郡は農学校の立地や公園の郡営化を受け入れて、臨時郡会を開催して公園管理の移管について諮詢した図式になった。理由として、民間による公園管理は好ましくなく、公的管理にする必要性を挙げた。

明石郡が管理する公園用地は、最初に住民有志が公園化を認められた旧本丸等の台地上に戻った（図-2中のA付近）。

1897年2月、明石公園保存会から公園の引き継ぎが終了し、明石郡は園内の建物すべて、すなわち事務所1棟、休憩所1棟、便所3棟など計5棟を3百円で買収した³⁰⁾。公園内にはこうした施設があつたことがわかる。

そして同年2月の通常郡会で、明石公園に関する管理規程、譲与出願、園丁給料額が審議された³¹⁾。管理規程や園丁の給料は可決された。譲与の出願は、今後、郡の公園としての体面を保つためには園内の大修理、附属物の建設、道路の改修等を必要とするが、土地が官有地であるため諸般の制約から事業着手上、支障が少くないので、公園地および附属の濠、立竹木、櫓などを郡に譲与するよう知事に出願することであり、あわせて可決された。

また明石公園の修理についても諮詢があり、維持保存に関する費用を1897年度の予算に編入して提出した。園内の旧城櫓はそれまで修理されていなかったので荒廃が著しく、そのため公園の風致が損なわれ、今後、修理の機会を逸すれば修繕工費はますます増大するので、1897年度において隅櫓を修繕し、あわせて不用な土塹を取り壊し、木柵の新設やそのほかの園内の修理施工する内容だった。それに対し郡会は、決議した公園地譲与の出願の許諾の決定を待ってから修理の方法を定めることとし、それまで修理の着手を延期することが議決された³²⁾。

この郡当局の説明にあるように、公園内の維持整備が十分にされていなかったこと、また隅櫓の荒廃が著しかったことがわかる。また隅櫓の修繕を計画したが、郡会によって先延ばしになった。

明石郡の公園費について、1897年度と1898年度の予算と決算は表-1のようになる³³⁾。

表-1 明石郡の公園費予算と決算（単位：円）

		1897年度	1898年度
予算	経常部	公園費	103.000
		園丁費	58.000
		修繕費	45.000
臨時部	公園費	255.000	-
	建物購入費	255.000	-
決算	経常部	公園費	17.732
		園丁費	-
		修繕費	17.732
臨時部	公園費	300.000	-
	建物購入費	300.000	-



図-1 御料地としての明石城址⁴²⁾

これをみると、園丁は雇っていないこと、予算に比べてあまり修繕がされていないことがわかる。後の新聞では郡管理の公園時は、諸所に桜樹を移植したくらいで、格別な設備を施さなかつたと評されている³⁴⁾。これは後述のように郡会で議決された公園地譲与の許可がなかつたこと、そして皇太子の御用邸用地として御料地の候補になつたことも、整備が進まなかつた背景にあつた。

5. 御料地としての宮内省による管理

(1) 御料地への編入と閉園

明石郡が公園管理をしていた1897年6月に宮内大臣が知事や衛生課長らと明石を訪れ、明石城址や人丸神社を見て回り、京都に向かった。これは皇太子の避暑地に関する風土や気候等の衛生上の調査だったという³⁵⁾。この御用邸の建築のための検分では、明石城址の面積では、御用邸用地として少し狭隘であるが、地味や風景の点では閑然なところがないので、採用されそうだと見込まれた³⁶⁾。その後、御用邸用地として内定したと報じられたが³⁷⁾、まだ正式な通知はなかつた。

明石町長は、明石城址が皇太子の保養地として御料地になることは光栄であり、地方人民の喜びは一方ならないとして、郡内の町村長総代として知事を経由して宮内大臣に同地選定の請願を出すと報じられた³⁸⁾。

明石郡も7月の臨時郡会で、明石城址の御料地化を希望する建議が提出された³⁹⁾。播磨有数の名勝であるが、今まで維持保存が十分ではなく、もし御用邸用地になれば、城址保存の目的も達し、甘棠の思いも長く維持できるとして、実に本郡として光栄であり、郡民一同は歓喜するので、選定されることを熱誠希望するという内容だった。

この建議は郡会一致で決議され、明石郡会議長兼明石郡長から兵庫県知事に提出された⁴⁰⁾。

明石町、明石郡とも、城址が御料地になることによって、①皇室とのつながりが生まれる、②城址が保存される、という点を背景として出願した。地元有志や明石郡による公園の管理時は、十分な費用が確保できなかつたとみられ、城址の管理が国に移管さ

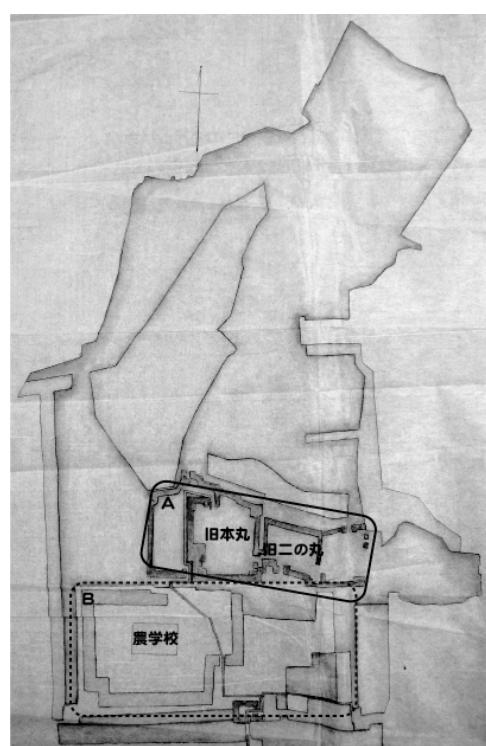


図-2 明石御料地全図⁴³⁾

れることはその意味でも望まれた。

なお 1898 年 1 月の通常郡会で議長から、前回の郡会で決議した明石公園の譲与の出願は、政府からそれは難しいとして願書が却下されたことが報告されている⁴¹⁾。

御料地候補として視察がされてから一年以上経過した 1898 年 10 月、明石公園を含む明石城址全部が御料地に編入され、公園は閉園になった⁴²⁾。明石郡による公園としての管理は実質二年間だった。明石郡は公園内のすべての建物を、349.75 円で宮内省に売却している⁴³⁾。御料地の総面積は約 39.5ha (図- 2) で、このうち約 5.6ha は (図- 2 中の B 付近)、兵庫県立農学校実習地、体操場として兵庫県に無償貸与している⁴⁴⁾。こうして農学校以外は立ち入りができなくなり、旧本丸にあった明石神社も城址東方に移転した (図- 1)。

二年後の 1900 年に隅櫓が「大破」した。宮内省でこれを取り扱う議論があった時、宮内大臣が視察し、その風光に浴し、地元民の希望を入れて保存することに決めた⁴⁵⁾。先述のように明石郡が公園として管理していた時も、隅櫓は荒廃が著しく修繕が必要だった。しかし郡会でそれが先延ばしになっていた。

宮内省による隅櫓の修繕は、工事費として約 6 千円、官吏出張旅費や物品費などを含め、総額約 6 千 5 百円と見積もられた。工事は 1901 年 5 月から 10 月にかけて行われた⁴⁶⁾。

1903 年発行の観光案内書には、明石城址は、「宮内省御料地となり東宮殿下御離宮御造営の豫定地となれり」と紹介されているが⁴⁷⁾、その後も御用邸や離宮等の建設は具体化しなかった。

一方、宮内省は 1907 年、神戸と明石の間にある須磨で、離宮用の敷地を買い上げた。この場所は、海拔 280 尺の高地で、「南面シテ内海ニ向」いていた⁴⁸⁾。明石城址と同様に瀬戸内海を望む高台であるが、神戸からは須磨の方が近かった。1911 年 11 月に離宮の建設に着手し⁴⁹⁾、1914 年 12 月に武庫離宮として竣工した⁵⁰⁾。宮内省はその後も 1913 年まで御料地として武庫離宮周辺の土地を買い増ししている⁵¹⁾。

明石御料地では、隅櫓の修繕以外には、宮内省による管理の状況を詳らかにする資料はみあたらぬ。ただし県による公園として 1918 年 4 月に開園する際に報じられた地元紙には、整備前の御料地の状況が、「雑木が鬱然とし、枝葉が繁茂し、昼なお暗く、石垣には雑草がはびこり、荆棘が離々として足を踏み入れられなかつた」⁵²⁾とあるように、御料地の利用や維持管理は十分にされていなかった。

(2) 御料地の公園化の出願

1907 年 12 月の兵庫県通常県会で 3 名の議員から、明石公園を開設することの緊急動議が提出された⁵³⁾。この「明石公園開設ノ件」を知事に提出する意見書では、まず背景として、人口の増加に伴い、市民の遊楽ならびに健康の保全のために自ずと宏大な公園の開設が必要であると述べ、現在、舞子公園はあるが小規模でかつ公園としての設備も整っていないとして、明石は高燥、閑雅で、展望の美に富み、歴史もあることから、適当な土地を選び、適切な設備を施して大規模な公園を設置すべきであると主張し、翌年度の予算化を促すという内容だった。この意見書は異議なく可決された⁵⁴⁾。

この 1907 年は、明石城址が御料地に編入されてから 9 年が経っても離宮の建設がなく、須磨で離宮用地が買収された年である。この意見書では特に具体的な場所は示されず、「適当な土地」を選ぶとしているが、先述のように地元有志が明石城址で開設した公園を「明石公園」と称していたこと、離宮建設の見込みが乏しくなったことから、その場所は御料地として非公開になっていた明石城址を想定していたに違いない。

このように兵庫県会では明石公園の開設が可決されたが、県当局での予算化はみられず、具体化はされなかった。

そして先述のように 1914 年 12 月に須磨の武庫離宮が完成した。これによって明石での離宮建設はほぼ見込みはなくなった。宮内省では明石城址が不要になるのではないかとして明石郡会議員の中で、再びこれを借り受けて郡公園とし、明石町営の中崎遊園と相乗して明石町の繁栄に資するべきとの考えがあった。そして 1915 年 2 月の郡会に議員 5 名の連名で建議案が提出された⁵⁵⁾。

この「郡ノ公益ニ関スル意見書」を知事に提出することの建議案は、議決した⁵⁶⁾。これは御料地になっている明石城址を再び公園に戻したいという希望だった。須磨地方に広大な御料地が確保され、建築もされたようであり、当初、郡会で決議して進んで公園を廃止した誠意が水泡に帰し、郡民は遺憾に思っており、そこで郡が自ら公園を開設したいので、御料地一部の無償貸し下げを懇願するという意見書だった。そして議決に伴い、2 月 22 日付で郡会議長から知事に提出された⁵⁷⁾。

一方、この明石郡会での意見書提出に呼応し、5 月の明石町会に、御料地を公園にすることを知事に提出する建議が提出された。御料地の公園化は、明石町でも熱望するので郡の意見が貫徹することを町会一致の決議で懇願する内容だった⁵⁸⁾。議決を受け、5 月 21 日付で町長から知事に提出した⁵⁹⁾。こうして明石町は明石郡による公園化を後押しした。

その後も、明石郡長は郡会の決議をもって、1915 年 7 月 8 日付で、あらためて宮内大臣に「御料地御貸下之儀請願」を提出した。貸し下げの出願については、次のような理由と目的を挙げている⁶⁰⁾。第一に従前は郡の公園として長年、維持保存をしていた縁故があること、第二に御大典記念として相当の設備を整備すること、第三に明石町にある海岸の遊園地と連携する公園を開設すること、第四にこの天与の風光を観賞できることは、当地だけではなく地方の発展に資できること、だった。

しかし明石郡からの出願は、1915 年 8 月 21 日付で、帝室林野管理局長から不許可の指令があった。

明石郡は、その半年後、1916 年 2 月の通常郡会で、「元明石城趾タリシ御料地ニ関スル意見書」を知事に提出することの建議が議決された⁶¹⁾。その背景には最近、帝室林野管理局が管理上の要、不要の調査を行い、不要と決定された林野は処分されるとの風聞があった。そのため万一、明石城址が払い下げ等の処分がされると由々しき事態になるとして意見書を提出することにした。管理上は不要になるのであれば、先に請願したように、郡が公園として維持保存していた縁故をもって、「郡あるいは県」において一大公園とし、国家のために永遠に維持保存するので、については関係筋への動向を伺い、何らかの指揮を仰ぎたいという内容だった⁶²⁾。明石郡は第三者への払い下げを阻止するため、ここではじめて「県による公園化」にも言及した。

6. 兵庫県による公園の開設と管理

(1) 兵庫県による政府との交渉

1916 年 4 月に任命された清野長太郎知事は、御料地の貸し下げと公園化について宮内省と折衝を重ね⁶³⁾、上京のたびに宮内省に懇請し、関係者に対しても種々運動を試みていたと報じられている⁶⁴⁾。

そして 1917 年 10 月になって、知事による明石城址の公園化の意向が具体的に報じられた。知事は、御料地として一般人民がむやみに立ち入ることが禁じられ、いたずらに風雨にさらし、建築物も荒廃のままに委ねることは⁶⁵⁾、単に明石町の繁栄策だけではなく、県内に他に誇るべき「遊園地」のない土地柄からも遺憾であると語った⁶⁶⁾。そこで県費で適当な「修理」を施し、各種の設備を加えた公園として公開する計画で⁶⁷⁾、ようやく貸し下げの内命を得たという⁶⁸⁾。

1916 年 4 月に着任した知事が、どの時期から交渉を始めたの

かは不明であるが、後に知事が語ったところによると、知事として赴任当時、明石郡長や明石町長らから明石の現状を聞き、明石の発展策として城址の開放を考えていたおり、宮内次官が兵庫県に来た際に城址の開放を懇願し、無償貸し付けの内諾を得たという⁷¹⁾。

10月12日に知事は上京から戻り、13日から府内で大正7年度予算について精査した⁷²⁾。そして19日に県会正副議長、県参事会員らを招いて、明石城址を一般に開放する公園計画の内容を発表することにした⁷³⁾。

その19日に知事が披露した明石城址を開放して一般庶民の出入りを自由にする計画が翌日の地元紙に掲載されている。神戸新聞⁷⁴⁾と神戸又新日報⁷⁵⁾の二紙で確認できたが、微細な表現の違いはあるものの、背景と方針という構成とその内容は同じだった。資料として配付されたとみられ、この時点で宮内省と具体的な貸与の条件が協議され、相互に合意していたとみられる。

城址を「俗悪」な公園ではなく、「清浄な心身保養地」にする方針をたて、具体的な施設・設備の整備として、四阿新築3棟、便所2棟、喫茶店2棟、貴賓接待所1棟15坪、事務所1棟15坪、ベンチ2脚、生け垣百間、桜、梅、桃、楓その他1千本、正面道路幅員5間延長120間、園内通路6百間などが計画され、翌年度予算としてその工費約9,385.8円を計上すると示された。既に積算され、来年度予算への組み込みが決まっていた。

こうした兵庫県の取り組みに対し、明石町では臨時町会が11月9日に招集され、町会として賛成の意を表することになった。さらに明石町が、明石駅から城址に通じる道路の整備をすることにした⁷⁶⁾。

兵庫県は公園設計を長岡安平に依頼していた。清野知事は1906年1月から11月までの一年弱、秋田県知事を務めていた。秋田市には秋田（久保田）城址に1896年から秋田県が管理する公園（千秋園）があった。この公園は長岡安平の設計によって整備され、1906年には「関東北第一の公園」といっても過言ではないと紹介されていた⁷⁷⁾。①県による公園管理、②城址における公園、③長岡安平による公園設計は、明石公園の開設と共通する。秋田での経験とは無縁ではないであろう。

（2）兵庫県会での予算審議

1918年度予算案は1917年11月開会の県会に提出され、12月3日から審議が始まった。知事による予算編成方針の説明では、「公園費」は明石城址の開放と舞子公園の整備等のため前年度比で3,676円の増額とあった。これに対し最初に登壇した議員からは新規事業に対する多くの批判が出され、その中では明石城址の開放は優先性が低いと批判された⁷⁸⁾。さらに明石公園の設置は緊急性がないとの指摘もあり、県当局者は、物質的進歩の急速なる今日、一方では精神的慰安を講じる必要があると答弁している⁷⁹⁾。

12日の「公園費」の審議では次のような質疑応答があった。議員は「珍妙なる形容詞」をたくさん並べて明石公園は必要ないと主張した。それに対し内務部長は、「長たらしき説明」で明石城址の公園化の意義を説いた。さらに議員は、県費が膨張している中では再考の余地があり、不必要であると重ねた。内務部長は、多額とはいえ、公園が精神上に及ぼす無形の効力を考慮すべきと応答した。最終的に一次会は原案通り可決された⁸⁰⁾。

このように明石公園の新設に対して財政難を背景にして優先性や緊急性などから反対の意見もあったが、県当局は精神的効用を前面に出して必要性を訴えた。

またこの通常県会では、1917年度の追加予算として「明石城址公園経営費」1万2千余円も議案として提出された。これに対しても議員からは必要性や、財政多端な時に緊急性が乏しいという指摘、明石町の経営にしてはどうか、明石町からの寄附金はあるのかという質問があった。県当局者からは、これを実施して明年

4月から公園として公開できる緊急事案のために原案への同意を求める答弁があつた⁸¹⁾。

12月23日に県会は閉会したが⁸²⁾、全体として審議未了になつた⁸³⁾。「公園費」や「明石城址公園経営費」の結果は新聞記事からは判然としない。ただし後の新聞で、公園関連予算は一時否決されそうになつたが、それを明石郡出身の二人の議員が必死に運動し、また明石郡長、明石町長らが熱心に奔走した結果、ようやく県会を通過したと報じられていることから⁸⁴⁾、原案のまま執行になったとみられる。

県当局は、1917年度追加予算として公園の開設経費が認められたことに伴い、12月29日付で宮内省に対して城址貸し下げの稟請書を提出した⁸⁵⁾。

（3）公園整備と開園式

兵庫県が宮内省に提出した貸し下げの請願書に対して、2月13日に帝国林野監理局京都事務所長から引き渡すことの通知があり⁸⁶⁾、2月14日に正式な指令があつた⁸⁷⁾。14日午後に京都事務所長が土木課長とともに現地を訪れ、貸し下げ地を実測し、すべての手続きが終了した⁸⁸⁾。

こうした形式的な手続きとは別に、県会で公園の設置が決まるとき、さっそく県土木課ではただちに設計を完成し、1月26日から工事に着手した⁸⁹⁾。

公園内に一般公衆の休憩所として小さな白木造りの小亭が日本丸に設置された。これは前年の7月、皇太子が神戸に行啓し、三菱造船所を見学した際に、造船所が特に休憩所として建設したもので、知事が請うて譲渡を受け明石公園に移した。公衆の休憩所として等しく皇太子の盛徳を仰ぐ一端とするためであった⁹⁰⁾。御料地を借りた公園であることの履歴を、「皇風が慕われる」⁹¹⁾施設を介して可視化し、追体験できる装置だった。

開園式までの整備では、先述の皇太子が利用した小亭の移築のほか、多数の人々を雇い入れ、雑草の刈り入れ、園内の清掃、濠の掃除などを行い、明石町の有志が寄附した若木の桜1千本が植え付けられ、多年草に埋まり面目が一新されたといわれた⁹²⁾。ただし1917年度における明石公園の建築費の決算額は2,628円だった⁹³⁾。予算額1万2千余円に比べ決算額は極めて少ない。実質二ヶ月余りでは予算を消化しきれず、予定通りには整備が進まなかつたとみられる。本格的な整備は開園後に進められた。

兵庫県は4月10日付で、明石城址その他御料地の一部を借用し、4月15日から本県の公園を開設し、「明石公園」と称することを告示した⁹⁴⁾。

4月14日の開園式は、午後1時開始予定だったが、当日、兵庫方面からの列車はもの凄い人出で乗りきれないこともあり、来賓も予定通りに参集できなかつた。そのため午後2時によく始まつた⁹⁵⁾。来賓、招待者は1千余名だったが、公式記録によると式には796名が参列した⁹⁶⁾。知事の式辞や来賓の祝辞などを経て、午後3時半に園遊会に移り、会場周囲の模擬店が始まつた。赤い洋服の三越音楽隊が絶えず音楽を奏でた⁹⁷⁾。

開園式当日は、町内が「歓喜の頂上に達した」。この賑わいは未曾有のことと、御大典奉祝当時以上の人出だった⁹⁸⁾。開園の式翌日、一般公開初日には多くの人々が阪神や兵庫方面から訪れた。列車も満員状態で、駅から公園まで間断なく列をなした。午前8時から午後4時までの人出は5万人以上にのぼつたという⁹⁹⁾。

7.まとめ

「廢城」になった明石城址は、瀬戸内海を望む風光明媚な立地で、外国人から公園開設の意向が示されるような公園適地だった。このような明石城址を公園として管理した主体は地元の有志、明石郡、兵庫県だった。

まず地元の有志は、「廢城」後に城郭建築が漸次取り払われてい

く過程で城址の公園化を出願し、それが許可された。旧藩の士族を含む有志の目的は藩政期の遺構である城地と隅櫓の保存であり、公園化は手段だった。公園としての維持管理は進まず、その費用確保のために明石公園保存会を組織化したが、個人からの拠出金による管理には限界があった。

次いで明石郡に公園の管理が移管された。明石郡は官有地である明石城址の公的管理の必要性を主張し、それが明石郡会で認められ、予算も承認された。その前提として、兵庫県との協議で公園地内の農学校開設を受け入れていた。少額とはいえる公園の管理費を確保したが、それでも園丁を雇わないなど、実質的な管理はされなかつた。明石郡は経済効果が見込まれる農学校の誘致に主眼があつた。

このように地元有志や明石郡は、それぞれの目的から公園化を企てた。いずれも公園化は手段であり、公園の管理主体として十分な管理をしなかつた。多くの人々を受け入れるオープンスペースとしての整備の意識が低く、またその費用を確保できなかつたことも背景にあつた。

その後 1898 年に明石城址は御用邸建設予定地として御料地になり宮内省が管理した。明石郡、明石町とともに、皇室とのつながりや城址の保存の両面からそれを望んだ。宮内省は破損した隅櫓を修繕した。しかし近隣の須磨で離宮が建設されたことから、明石での建設の見込みはほんなくなり、土地の有効利用や維持管理は十分にされなかつた。一般には非公開で、荒れたままの広大な土地が市街地内に存在していた。

1916 年 4 月に兵庫県知事に任命された清野長太郎は宮内省と直接交渉し、御料地の一部を借用して県立公園化にした。県は郡や町よりも予算規模が大きく、財政多端ではあったが、知事が主導して兵庫県会の承認を経て予算を確保した。当時は第一次世界大戦を背景として阪神の重化学工業が発展し、工場労働者も増加していた。知事は労働者の精神的慰安や心身の休養の場として公園を位置づけていた。清野知事は在籍約三年間で労働運動との協調や部落改善政策などの社会政策を推し進めた¹⁰⁰⁾。公園の開設も清野県政における社会政策の一環だったといえる。清野は秋田県知事を務めた経験から、秋田（久保田）城址の公園と同様に、明石城址の公園設計を長岡安平に依頼した。

なお本格的な公園整備は開園式後であり、整備や管理の実態解明は今後の課題である。

補注及び引用文献

- 1) 野中勝利（2015）：近代の秋田（久保田）城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究 78(5), 431-436
 2) 野中勝利（2015）：盛岡市による盛岡城址の岩手公園買収の経過と背景及び公園の維持管理：都市計画報告集 14, 119-126
 3) 明石公園百年史編集委員会編（1987）：明石公園百年史：兵庫県
 4) 辰巳信哉（2005）：歴史の証人 明石公園：神戸新聞総合出版センター
 5) 義根益美（1999）：明石公園の成立と「明石公園保存会」について：歴史と神戸 38(4), 32-42
 6) (1924)：明石公園擴張工事概要：兵庫縣
 7) (発行年不明)：明石公園概要：兵庫縣
 8) 森一雄（1931）：明石公園擴張計畫：都市公論第 14(8), 141-157
 9) 朝日新聞, 1897 年 6 月 28 日（中山泰昌編（1965 再版）：新聞集成明治編年史：第四卷：明治編年史編集会, 71
 10) 小林薰（2014）：明治初期の神戸「内外雜居地」における公共施設の整備過程 神戸開港場における内外人住民の自治活動と近代都市環境の形成に関する研究その 1：日本建築学会計画系論文集 695, 269-277
 11) 東京日日新聞, 1881 年 8 月 20 日
 12) 東京日日新聞, 1881 年 8 月 20 日
 13) 東京日日新聞, 1881 年 8 月 23 日
 14) 東京日日新聞, 1881 年 8 月 26 日
 15) (1924)：明石公園擴張工事概要：兵庫縣, 1
 16) (1893)：明治新撰番地名所図繪
 17) (1924)：明石公園擴張工事概要：兵庫縣, 1
 18) (1889)：明石公園保存會に就き：明石新報 15, 21-22
 19) 義根益美（1999）：明石公園の成立と「明石公園保存会」について：歴史と神戸 38(4), 32-42
 20) 義根益美（1999）：明石公園の成立と「明石公園保存会」について：歴史と神戸 38(4), 32-42
 21) 神戸又新日報, 1889 年 4 月 13 日
 22) (1889)：明石の繁栄と維持するの法 盛に來遊者を引くべし：明石新報 10, 1-8
 23) 上田文齋（1890）：内國旅行日本名所圖繪：六巻：嵩山堂, 16-17
 24) (1890)：公園の築造は如何：明石新報 42, 8
 25) 杉本久友、長谷部修編（1894）：日本の樂園 一名明石名所：杉本久友, 21
 26) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 40-46
 27) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 673
 28) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 713
 29) (1924)：明石公園擴張工事概要：兵庫縣, 1
 30) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 598
 31) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 675-676
 32) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 50-57
 33) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 第二表, 第四表
 34) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1918 年 4 月 14 日
 35) 神戸又新日報, 1897 年 6 月 22 日
 36) 神戸又新日報, 1897 年 6 月 25 日
 37) 神戸又新日報, 1897 年 7 月 3 日
 38) 神戸又新日報, 1897 年 7 月 7 日
 39) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 57-59
 40) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 252-253
 41) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 64
 42) 柳田久太郎（1903）：明石名勝舊蹟案内圖繪：文林堂・文昌堂
 43) 「京都事務所／明治」（宮内省宮内公文書館所蔵）（一部加筆）
 44) (1924)：明石公園擴張工事概要：兵庫縣, 1
 45) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 631-633
 46) 「京都事務所／明治」（宮内省宮内公文書館所蔵）
 47) 神戸新聞, 1918 年 4 月 14 日
 48) 『明治三十四年明石城偶櫓修繕工事錄』（宮内省宮内公文書館所蔵）
 49) 柳田久太郎（1903）：明石名勝舊蹟案内圖繪：文林堂・文昌堂、ページなし
 50) 『明治四十五年至大正三年武庫離宮新築工事錄』一（宮内庁宮内公文書館所蔵）
 51) 『明治四十五年至大正三年武庫離宮新築工事錄』一（宮内庁宮内公文書館所蔵）
 52) 『武庫離宮沿革誌』一（宮内庁宮内公文書館所蔵）
 53) 『武庫離宮沿革誌』一（宮内庁宮内公文書館所蔵）
 54) 神戸新聞, 1918 年 4 月 14 日
 55) 神戸又新日報, 1907 年 12 月 14 日
 56) 『明治四十年通常兵庫縣會議事速記録』
 57) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1915 年 2 月 26 日
 58) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 184-189
 59) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 274-276
 60) (1991)：明石市史資料（大正期篇）：第八集（下）：明石市教育委員会, 330-333
 61) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1915 年 5 月 21 日
 62) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 282-283
 63) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 192-197
 64) (1923)：明石郡會史：兵庫縣明石郡役所, 281-282
 65) 神戸新聞, 1918 年 4 月 14 日
 66) 神戸又新日報, 1917 年 10 月 19 日
 67) 神戸新聞, 1917 年 10 月 17 日
 68) 神戸又新日報, 1917 年 10 月 19 日
 69) 神戸新聞, 1917 年 10 月 17 日
 70) 神戸又新日報, 1917 年 10 月 19 日
 71) 神戸新聞, 1918 年 2 月 13 日
 72) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1917 年 10 月 14 日
 73) 神戸又新日報, 1917 年 10 月 19 日
 74) 神戸新聞, 1917 年 10 月 20 日
 75) 神戸又新日報, 1917 年 10 月 20 日
 76) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1917 年 11 月 12 日
 77) 安藤和風、木村圭一郎（1906）：秋田縣案内全：佐々木吉次郎, 217
 78) 神戸新聞, 1917 年 12 月 4 日
 79) 神戸新聞, 1917 年 12 月 13 日
 80) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1917 年 12 月 13 日
 81) 神戸新聞, 1917 年 12 月 16 日
 82) 神戸新聞, 1917 年 12 月 24 日
 83) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1917 年 12 月 25 日
 84) 神戸新聞, 1918 年 4 月 14 日
 85) 神戸新聞, 1917 年 12 月 31 日
 86) 神戸又新日報, 1918 年 2 月 14 日
 87) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1918 年 2 月 15 日
 88) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1918 年 2 月 15 日
 89) 神戸新聞, 1918 年 4 月 14 日
 90) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1918 年 4 月 11 日
 91) 神戸又新日報, 1918 年 4 月 11 日
 92) 神戸新聞, 1918 年 4 月 11 日, 1918 年 4 月 14 日
 93) (1924)：兵庫縣會史：第二輯下巻：兵庫縣, 2614
 94) 兵庫縣告示第百七十號：兵庫縣報 391, 1 (1918 年 4 月 10 日)
 95) 神戸新聞, 1918 年 4 月 15 日
 96) (1991)：明石市史資料（大正期篇）：第八集（下）：明石市教育委員会, 334-335
 97) 神戸新聞, 1918 年 4 月 15 日
 98) 大阪朝日新聞・神戸附録, 1918 年 4 月 15 日
 99) 神戸新聞, 1918 年 4 月 16 日
 100) 高木伸夫（2009）：清野長太郎県政と社会政策：ひょうご部落解放・人権研究所研究紀要 15, 115-145